

静岡県公安委員会規則第24号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
富士警察署	(略)			富士警察署	(略)		
	吉原駅前交番	富士市鈴川町5番9号	富士市のうち 今井、今井一・二・三・四丁目、今泉の一部、大野、大野新田、川成島の一部、鮫島の一部、鈴川、鈴川町、鈴川中町、鈴川西町、鈴川東町、鈴川本町、田子、田島の一部、田島新田、蓼原の一部、中河原の一部、中丸の一部、浜田町、前田の一部、依田橋の一部、依田橋町の一部		吉原駅前交番	富士市鈴川町5番9号	富士市のうち 今井、今井一・二・三・四丁目、今泉の一部、大野、大野新田、 <u>柏原</u> 、川成島の一部、鮫島の一部、 <u>三新田</u> 、鈴川、鈴川町、鈴川中町、鈴川西町、鈴川東町、鈴川本町、田子、田島の一部、田島新田、 <u>蓼原の一部</u> 、 <u>田中</u> 、 <u>田中新田</u> 、 <u>中柏原新田</u> 、中河原の一部、 <u>中里の一部</u> 、中丸の一部、 <u>西柏原新田</u> 、 <u>沼田新田</u> 、 <u>浜田町</u> 、 <u>東柏原新田</u> 、 <u>檜</u> 、 <u>檜新田</u> 、前田の一部、依田橋の一部、依田橋町の一部
	柏原警察官駐在所	富士市中柏原新田171番地の3	富士市のうち 柏原、三新田、田中、田中新田、中柏原新田、中里の一部、西柏原新田、沼田新田、東柏原新田、檜、檜新田		東警察官駐在所	(略)	(略)
東警察官駐在所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。